2020 年 3 月 1 日（第 1 版）　　医療機器製造販売届出番号：13B2X10420000007

器具器械（25）医療用鏡
一般医療機器　特定保守管理医療機器
顕微鏡付属品　JMDN 37294000

変倍鏡筒

【禁忌・禁止】
1. 傷や割れ、ガタ付き、脱落等不良品の使用禁止。
2. 本製品は使用目的以外に使用しないこと。
3. 本製品の加工、改造等は行わないこと。

【形状・構造及び原理等】
手術顕微鏡又は細隙灯顕微鏡の仕様により下記写真の形状や構造をしている。レバーが付いた円盤に素通しの穴とレンズが挿入された穴が左眼、右眼で一対なるようセットされている。
これらの穴のセンターは顕微鏡の光軸と同じになるようにセットされている。
素通しで使用するか又はこのレンズを使用するか、上記レバーを回転して選択する。
本装置の素通しの穴を顕微鏡観察光が通過する時には、顕微鏡自身の倍率で観察できる。
本装置のレンズが挿入された穴を顕微鏡観察光が通過するときには、顕微鏡自身の倍率に本装置のレンズの倍率が掛け合わされた倍率で観察できる。
レンズはガラス製。
レバーはアルミニウム鋼、又はステンレス鋼。鏡筒はアルミニウム鋼ブロックの削り出し。

【形状図】

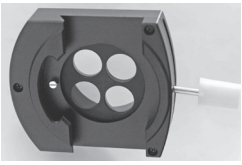

横 7 ～ 9cm(最長部)
縦 6 ～ 8cm
厚さ 2 ～ 4cm

直径 6 ～ 8cm
厚さ 2 ～ 4cm

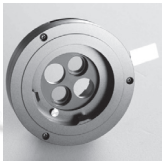

直径 8 ～ 10cm
厚さ 2 ～ 4cm

【使用目的又は効果】
本機器は、手術顕微鏡又は細隙灯顕微鏡に取り付け、顕微鏡の観察倍率を拡大または縮小する装置である。
本機器により、顕微鏡単体の最高倍率をさらに拡大することができる。また、顕微鏡単体の最低倍率さらに縮小して、さらに広い観察視野を得る事ができる。

【使用方法等】
1. 顕微鏡自体の倍率範囲で観察する場合には、本装置の素通しの穴を観察光軸が通過するようにレバーを廻してセットする。
2. 顕微鏡自体の倍率範囲を超えて観察する場合には、本装置のレンズが挿入された穴を観察光軸が通過するようにレバーを廻してセットする。
3. レバーは滅菌された顕微鏡ドレープの上から操作する。顕微鏡に顕微鏡ドレープが覆われていない場合には、レバーに滅菌キャップをして操作する。

【使用上の注意】
重要な基本的注意
1. 本装置の立て用ネジは既定の長さと径でなければならず、必ずネジロックで固定されていなければならない。
鏡筒枠にガタ付きがあってはならない。使用経年後にガタ付きがみられる場合には本装置を直ちに取り外し、使用してはならない。
2. 使用後の廃棄は感染防止に留意し安全な方法で処分すること。

【保管方法及び有効期間等】
貯蔵・保管方法
本装置はオプティクスキャリアーの上でビームスプリッターの下の間にサンドイッチされて固定され、取り外しは無きものと想定される。従って顕微鏡の保管方法で良い。
しかし、取り外して保管する場合には、乾燥機能付き光学製品保管庫が望ましい。これを所有しない場合、塵、埃が付着しないよう清潔なチャンバーに除湿用シリカゲルを入れて保管する。

【包装】
一製品ごと紙箱包装

【製造業者又は製造販売業者の氏名又は名称等】
製造業者又は製造販売業者 : サイメンデザイン株式会社
東京都台東区三筋 2-22-4　サンティーエ三筋 101
電話　03-3870-9230